

## すまい給付金の概要

○ すまい給付金は、住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、収入に応じ現金を給付する制度。(2021年12月末まで※1に引渡しを受け、入居した方が対象)

○ 一定の期間(\*)に契約した者について、引渡し期限の延長、床面積要件の緩和の措置を実施。

(\*)一定の期間 注文住宅の新築の場合 : 令和2年10月から令和3年9月末まで  
分譲住宅・既存住宅の取得の場合 : 令和2年12月から令和3年11月末まで

## 1. 給付額

## 【消費税率8%時】

(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 <sup>注</sup>	給付額
425万円以下	6.89万円以下	<b>30万円</b>
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	<b>20万円</b>
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	<b>10万円</b>

## 【消費税率10%時】

(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 <sup>注</sup>	給付額
450万円以下	7.60万円以下	<b>50万円</b>
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	<b>40万円</b>
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	<b>30万円</b>
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	<b>20万円</b>
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	<b>10万円</b>

注 都道府県民税率4%の場合の住民税(都道府県)所得割額

## 2. 給付対象

自ら居住することを目的とした、以下の要件を満たす住宅

## 【住宅を新築又は新築住宅を取得する場合】

## ①住宅ローンを利用する場合の要件

- ・床面積50㎡以上※2の住宅
- ・施工中等に検査を実施し、一定の品質が確認された住宅  
(例. 住宅瑕疵担保責任保険への加入、建設住宅性能表示制度を利用等)

## ②現金購入の場合の追加要件

①に加え以下に該当する住宅とし、50才以上で650万円以下の収入額(目安)の者が取得する場合に限る。

- ・省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅  
(フラット35Sの基準に適合する住宅等)

## 【既存住宅を取得する場合】

## ①住宅ローンを利用する場合の要件

- ・床面積50㎡以上※2の住宅
- ・現行耐震基準を満たす住宅
- ・既存住宅売買時等に検査を受け品質が確認された住宅  
(例. 既存住宅売買瑕疵保険への加入等)

## ②現金購入の場合の追加要件

50才以上で650万円以下の収入額(目安)の者が取得する場合に限る。

※1:一定の期間(\*)に契約した者については、令和4年12月末まで

※2:一定の期間(\*)に契約した者については、40㎡以上